

平成 25 年度第 8 回企業向け人権啓発講座開催概要（京都市主催・中小企業庁委託事業）

改めて、「セクハラ」とは何か？ 今、職場で求められていることとは？

内 容

職場でのセクシュアルハラスメントは、働く人の個人としての尊厳を不当に傷付ける社会的に許されない行為であるとともに、働く人が能力を十分に発揮することの妨げにもなります。平成 19 年 4 月に男女雇用機会均等法が改正され、職場におけるセクハラ対策が事業主に義務付けられ、事業主が講ずべき管理上の措置等も示されていますが、改正から 5 年が経過した現在、労働局への相談件数は、同法改正以降、高止まりしているのが現状です。

そこで、改めて、セクハラとは何かを考え、今、職場で求められていることについて、共に考えました。

講 師 杉山 久美子(オフィスヒューマン代表)

1969 年大阪ガス指定工事会社森本配管株式会社に入社

1991 年同社の人事・労務・教育研修担当マネージャー就任

1999 年同社が、男女雇用機会均等法改正に伴う「労働大臣努力賞」受賞

2004 年「オフィスヒューマン」設立

キャリアカウンセラー（CDA）として、ライフキャリアカウンセリング、行政関係・民間企業・学校でのキャリアデザイン研修講師、人材育成アドバイザー、人事・総務コンサルタントとして活躍中

日 時 平成 26 年 1 月 24 日（金） 14：00～16：30

会 場 京都私学会館 大会議室（地下 1 階）（下京区室町通高辻上ル山王町 561 番地）

対象者 京都市内に事業所を持つ企業等の経営者層、総務・人事責任者、人権研修推進者等

< 交通アクセス >

- 地下鉄「四条駅」下車
南出口 6 番から西へ徒歩約 5 分
- 市バス「烏丸松原」下車 西へ徒歩約 5 分
- 阪急「烏丸駅」下車
出口 26 番から南へ徒歩約 5 分

